

回答 容認

一、裁量ヲ強制セサルコト

回答 容認

一、四、日本労働總同盟ヲ公認スルコト

回答 保留

一、五、今回ノ事件ニ関シテハ、犠牲者ヲ出サ、ル事

回答 考慮

以上

一、事業主側ノ動靜

工場ハ本月二十五日より臨時休業セリ

一、従業員側ノ動靜

従業員側ハ未タ爭議団本部ヲ設ケヌ工場ノ一隅ヲ借リ受ケ事業

主側ニ回答ヲ依リ更ニ對策ヲ決スル意爲ナリ

右及中(通)報俚也

歎願書

一、現在ノ平素ヲ本給ニ構ヒ入レ賃銀三割増トスルコト

一、現在ノ請負單面ヲ三割増トスルコト

一、裁量ハ三分増トスルコト

一、第一身三、日曜ヲ公休トシ日給ヲ支給スルコト

一、臨時休業ノ場合ハ日給全額ヲ支給スルコト

一、休職所ノ設置(茶石除ノ給與)スルコト

一、衛生設備ヲ完備スルコト

一、一年ニ四ノ賞與ヲ支給スルコト

一、退職手当ヲ別定スルコト

一、職室七階向以上ノ場合ハ食事時間三十分設ケラレタシ

一、健康保険給與金シ会社ニ於テ一割立寄ラレタシ

一、裁量ヲ強制セサルコト

一、日本労働總同盟ヲ公認ラレタシ

一、今回ノ事件ニテハ總計ニ犠牲者ヲ出ササルコト

以上

昭和六年十一月二十二日

薄森 高友 工場

従業員一同

工場主 薄森 繁 雄 殿